

《 資料4 - 1 》

介護保険サービス事業について

〔 目 次 〕

1 . 制度改正に係る指定事項等変更届等の提出について	1
2 . 制度改正に係る利用者等への説明について	5
3 . 介護職員処遇改善加算について	6
4 . 指定居宅介護支援事業の基準等を定める条例の制定について	7
5 . 介護予防訪問（通所）介護の新総合事業への移行について	9
6 . 地域密着型通所介護に係る基準の創設について	11
7 . 会計はどのように区分するのか	12
8 . 個別援助計画の介護支援専門員等への提出について	13
9 . 集合住宅におけるサービス提供の場合の報酬について	14
10 . 指定通所介護事業所等における機能訓練指導員の配置について	15
11 . 福祉用具専門相談員の資格要件について	17
12 . 特別養護老人ホームの「特例入所」について	18

1. 制度改正に係る指定事項等変更届等の提出について

【注意！】

この項目は、次のサービス以外のすべての施設・事業所が対象となります。
提出漏れのないよう注意してください。

- ・ 居宅療養管理指導（介護予防含む）
- ・ 特定福祉用具販売（介護予防含む）
- ・ 介護予防支援

平成27年4月サービス提供分からの介護報酬の算定体制について、各様式を市ホームページからダウンロードの上、以下のとおり指定事項等変更届等を提出してください。

1 提出書類

【地域密着型サービス以外】

- ・ 指定事項等変更届（様式第8号）
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1～1-3）
- ・（26年度までの算定体制と変更がある場合のみ）必要な添付書類

【地域密着型サービス】

- ・ 変更届出書（様式第2号）
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1～1-3）
- ・（26年度までの算定体制と変更がある場合のみ）必要な添付書類

2 提出先及び提出方法

下関市福祉部介護保険課 事業者係（下関商工会館4階）へ郵送または持参

3 提出期限

平成27年4月10日（金） 17時15分

期限までに必着のこと。

4 注意事項

「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」はサービス別に作成していますので、事業所が実施しているサービスの一覧表を使用してください。

「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の欄外に、加算等を算定するにあたり必要となる添付書類を掲載していますので、新たに加算等を算定す

る際には提出してください。

加算等の算定体制が26年度と変わらない場合には添付書類は不要ですが、例えば、サービス提供体制強化加算を算定していた事業所が27年度からは「加算 イ」を算定する場合など、算定要件が変わる場合には添付書類が必要となりますので、改定後の告示・通知等をよく確認して提出してください。

「山口県知事」あての指定事項等変更届等を使用している事例がいまだに散見されます。「下関市長」あての様式により提出してください。

加算等の算定体制以外に4月1日付で変更事項がある場合には、指定事項等変更届は1部で差し支えありません（介護老人保健施設において変更の許可を受ける必要がある事項を除く。）

保険医療機関等であるみなし指定の事業所についても、以下の場合は前ページの「1 提出書類」が必要となります。

- ・すべての（介護予防）通所リハビリテーション事業所
- ・病院、診療所が行う（介護予防）訪問看護事業所のうち、過去に「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を提出して加算等を算定している場合
- ・病院、診療所が行う（介護予防）訪問リハビリテーション事業所のうち、過去に「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を提出して加算等を算定している場合

【お知らせ】

介護予防訪問介護事業所・介護予防通所介護事業所の方へ

改正介護保険法により、これらの事業所は平成27年4月1日をもって「介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）」の指定を受けたものとみなされます（このみなし指定の指定有効期間は平成30年3月31日まで）。

ただし、新総合事業のみなし指定を受けない旨を申し出たい場合については、平成27年3月31日までに下関市福祉部介護保険課事業者係（下関商工会館4階）までご相談ください。

指 定 事 項 等 変 更 届

27 年 4 月 2 日

(あて先) 下 関 市 長

郵便番号 750-0006
 届出者 主たる事務所 下関市南部町1-1
 (開設者)の所在地
 ふりがな しゃかいふくしほうじん かい
 名 称 社会福祉法人 会
 代表者の氏名 理事長 ㊟
 (電話) 083-299-9999

<p style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">指定居宅サービス事業者</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">指定居宅介護支援事業者</p> 下記のとおり指定介護老人福祉施設 の指定事項等を変更したので、 介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設 <p style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">指定介護予防サービス事業者</p> の規定により届け出ます。	<p style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">介護保険法第 75条第1項</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">介護保険法第 82条第1項</p> 介護保険法第 89条 介護保険法第 99条第1項 旧介護保険法第111条 <p style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">介護保険法第115条の5第1項</p>
--	--

記

	名 称	会デイサービスセンター
	地 址	下関市南部町1-1
	番 号	3570199991
	サ ー ビ ス の 種 類	通所介護・介護予防通所介護
変 更 事 項		介護サービス費の請求に関する事項 運営規程
変 更 の 内 容	変 更 前	介護職員処遇改善加算「加算」 サービス提供体制強化加算「加算」 介護職員 6名
		介護職員処遇改善加算「加算」 サービス提供体制強化加算「加算 口」 ② 介護職員 8名
		① 平成27年介護報酬改定による算定要件を満たしたため ② 職員の新規採用のため
変 更 年 月 日		27 年 4 月 1 日

添付書類

- 1 居宅サービス又は介護予防サービスの利用者の定員の増加に伴う届出の場合にあっては、事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類
 - 2 管理者の変更又は役員の変更に伴う届出の場合にあっては、誓約書
- 注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
- 備考 1 旧介護保険法とは、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法をいう。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

変更届出書

記入例

27年 4月 2日

(あて先) 下関市長

所在地 下関市南部町1-1

申請者 名称 社会福祉法人 会

代表者氏名 理事長 印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業者番号	3	5	9	0	1	9	9	9	1
指定内容を変更した事業所(施設)		名称	小規模多機能 会								
		所在地	下関市南部町1-1								
サービスの種類		(介護予防)小規模多機能型居宅介護									
変更があった事項		変更の内容									
1	事業所・施設の名称	(変更前)									
2	事業所・施設の所在地										
3	申請者の名称	12 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項									
4	主たる事務所の所在地										
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名										
6	定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該事業に関するものに限る。)	(なし)									
7	事業所・施設の建物の構造、専用区画等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 新設加算については、「変更前」欄は、(なし)と記載してください。 </div>									
8	事業所・施設の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	(変更後)									
9	運営規程										
10	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関	12 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項									
11	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制	看取り連携体制加算 あり									
12	地域密着型介護サービス費の請求に関する事項	訪問体制強化加算 あり									
13	役員の氏名、生年月日及び住所										
14	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	総合マネジメント体制強化加算 なし									
15	本体施設、本体施設との移転経路等										
16	併設施設の状態等										
変更年月日		27年 4月 1日									

備考 1 該当項目番号に○を付してください。
2 変更内容が分かる書類を添付してください。

2．制度改正に係る利用者等への説明について

今回の介護報酬の改定により、利用料金に変更となる場合は、利用者（入所者）又はその家族へ書面を交付の上、変更となる利用料金の説明を行い、同意の署名を得るようにして下さい。

なお、4月以降のサービス提供前までに書面での交付が間に合わない場合は、口頭により説明し同意を得て、後日書面の交付となっても差し支えありません。

重要事項説明書の全てのページの交付は必要なく、利用料金が記載されている部分のみでの説明、交付で足りるものとします。

居宅介護支援事業及び介護予防支援事業は通常利用者負担は発生しませんが、介護保険料の滞納等により償還払いとなる可能性を鑑み、同様に説明し、同意の署名を得るようにして下さい。

運営規程に利用料金の記載がある場合は、運営規程の変更を行い、変更の日から10日以内に市に変更届を提出して下さい。

3. 介護職員処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算については、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象とし、更なる上乘せ評価を行うための区分が新設されることとなりました。

加算のイメージ

算定区分	【1】 処遇改善加算 (新設)	【2】 処遇改善加算 (現行の加算)	【3】 処遇改善加算 (現行の加算)	【4】 処遇改善加算 (現行の加算)
			【2】×0.9	【2】×0.8
算定要件	キャリアパス要件 及び キャリアパス要件 + 新たな定量的要件を満たす (平成27年4月以降実施する取組) 現時点で詳細不明	キャリアパス要件 又は キャリアパス要件 + 既存の定量的要件を満たす	キャリアパス要件 キャリアパス要件 既存の定量的要件 のいずれかを満たす	キャリアパス要件 キャリアパス要件 既存の定量的要件 のいずれも満たさず

- ・キャリアパス要件 ... 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること。
- ・キャリアパス要件 ... 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること。
- ・定量的要件... 賃金改善以外の処遇改善への取組

平成27年度以降の介護職員処遇改善加算の届出については、現時点(3月6日現在)において、国から事務処理手順及び様式例が示されていないため、お知らせすることができません。

事務処理手順及び様式例の提示があれば、市ホームページに掲載しますので、今後、各事業者において確認をお願いします。

4. 指定居宅介護支援事業の基準等を定める条例の制定について

指定居宅介護支援事業及び指定介護予防支援事業の基準等については、これまで国が一律に定めておりましたが、地域主権改革の一環として、これらについては他サービス同様都道府県又は市町村の条例により定めるよう介護保険法が改正されました（平成26年4月1日施行。1年間の経過措置あり。）

その法改正を受け、下関市では所要の条例の整備を行い、平成27年4月1日より施行いたします。

制定した条例

- ・ 下関市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第78号。以下「条例」という。）
- ・ 下関市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第79号。以下「条例」という。）

同時に「下関市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成26年条例第80号）」も施行します。

条例の内容は下記のとおりです。

条例で定めた内容

条例	サービス 又は施設名	人員に 関する基準	運営に 関する基準	介護予防のための 効果的な支援の 方法に関する基準	申請者の 要件
条例	指定居宅介護支援 ^(注1)				
条例	指定介護予防支援 ^(注1)				

注1：基準該当サービスを含む。

網掛け部分は、下記基準省令に記載されている内容。

条例とそれに突合する基準省令

条例	基準省令
条例	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）
条例	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）

条例施行による基準等の内容の変更について

国が定める基準と異なる部分はありません。

また、より詳細な内容及び運用についての解説を下関市ホームページに掲載しています。

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ (<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)

事業者の方へ

保健・福祉

介護保険

介護保険サービスの事業及び施設の基準等を定める条例について(平成27年1月6日更新)

条例施行に伴う誓約書の変更について

条例の施行に伴い、平成27年4月1日より法人代表者の変更や管理者の変更等の際に提出する誓約書の文言が変更されますので、提出時には変更後のものを使用いただきますようお願いいたします。

条例施行に伴う運営規程・重要事項説明書等の変更について

運営規程・重要事項説明書等に指定居宅介護支援事業又は指定介護予防支援事業の基準省令を記載している場合、平成27年4月1日以降、その変更が必要となります。

運営規程を変更した場合には指定事項等変更届又は変更届出書の提出が必要です。ご留意ください。

〔例〕

運営規程に

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）に定める内容を遵守し」

とある場合、

「下関市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第78号）に定める内容を遵守し」

と変更する。

5. 介護予防訪問（通所）介護の新総合事業への移行について

介護保険法の改正により平成27年度より実施される介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新総合事業」という。）について、下関市は平成29年度より実施いたします。

新総合事業の実施に伴い、介護予防訪問介護、介護予防通所介護の各サービス（以下「介護予防訪問（通所）介護」という。）は、平成29年度中に新総合事業に移行いたします。

介護予防訪問（通所）介護事業者におかれましては、移行スケジュール等にご留意いただくとともに、指定の有効期間によって指定更新等の手続きが異なりますので、遺漏なく対応いただきますようお願いいたします。

新総合事業への移行スケジュール

介護予防訪問（通所）介護の新総合事業への移行スケジュール

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
【下関市の事業者】	介護予防訪問（通所）介護			
H27.4.1みなし指定	新総合事業			
【下関市の被保険者】 下関市内の施設で住所地特例の対象となっている者を含む。	介護予防訪問（通所）介護			
当該被保険者が認定更新を迎えた時点で、新総合事業へ移行する。	新総合事業			

- ・平成27年3月31日時点で介護予防訪問（通所）介護事業者の指定を受けている事業者は、原則平成27年4月1日に新総合事業の事業者としての指定を受けたものと見なされます^{（注1）}。
- ・平成29年度は、当該被保険者^{（注2）}が認定の有効期間を迎えるまでは、介護予防訪問（通所）介護を利用し、認定更新後は新総合事業を利用します。すなわち、平成29年度は、介護予防訪問（通所）介護を利用する被保険者と新総合事業を利用する被保険者が混在することになります。
- ・現在の介護予防訪問（通所）介護事業者は、平成29年度末（平成30年3月31日）までは原則介護予防訪問（通所）介護事業者であり続けます^{（注3）}。

注1：みなし不要の届出を提出した場合を除く。

注2：下関市内の施設で住所地特例の対象となっている者を含む。

注3：事業を廃止した場合、指定更新をしなかった場合等を除く。

指定の有効期間の取扱い

- () 現在の指定の有効期限が、平成30年3月30日までの事業者
平成30年3月31日まで介護予防訪問(通所)介護事業を行う場合は、現在の指定の有効期間満了前に、通常どおり指定更新を行う必要があります。更新後の指定の有効期間は平成30年3月31日までとなります。その後の更新はできません。
- () 現在の指定の有効期限が、平成30年3月31日の事業者
現在の指定の有効期間満了をもって、介護予防訪問(通所)介護事業者の指定は満了します。更新はできません。
- () 現在の指定の有効期限が、平成30年4月1日以降の事業者
介護保険法の改正により、現在の指定の有効期限が平成30年3月31日に変更となり、変更後の指定の有効期限(平成30年3月31日)をもって、介護予防訪問(通所)介護事業者の指定は満了します。更新はできません。
関係事業者へは、別途通知いたします。

新総合事業のみなし指定の有効期間について

平成27年4月1日に新総合事業の事業者としての指定を受けたものとみなされた事業者の、当該指定の有効期間は平成30年3月31日までです。
よって、平成30年4月1日以降に新総合事業の事業者として事業を行う場合は、新総合事業に係る指定更新が必要となります。

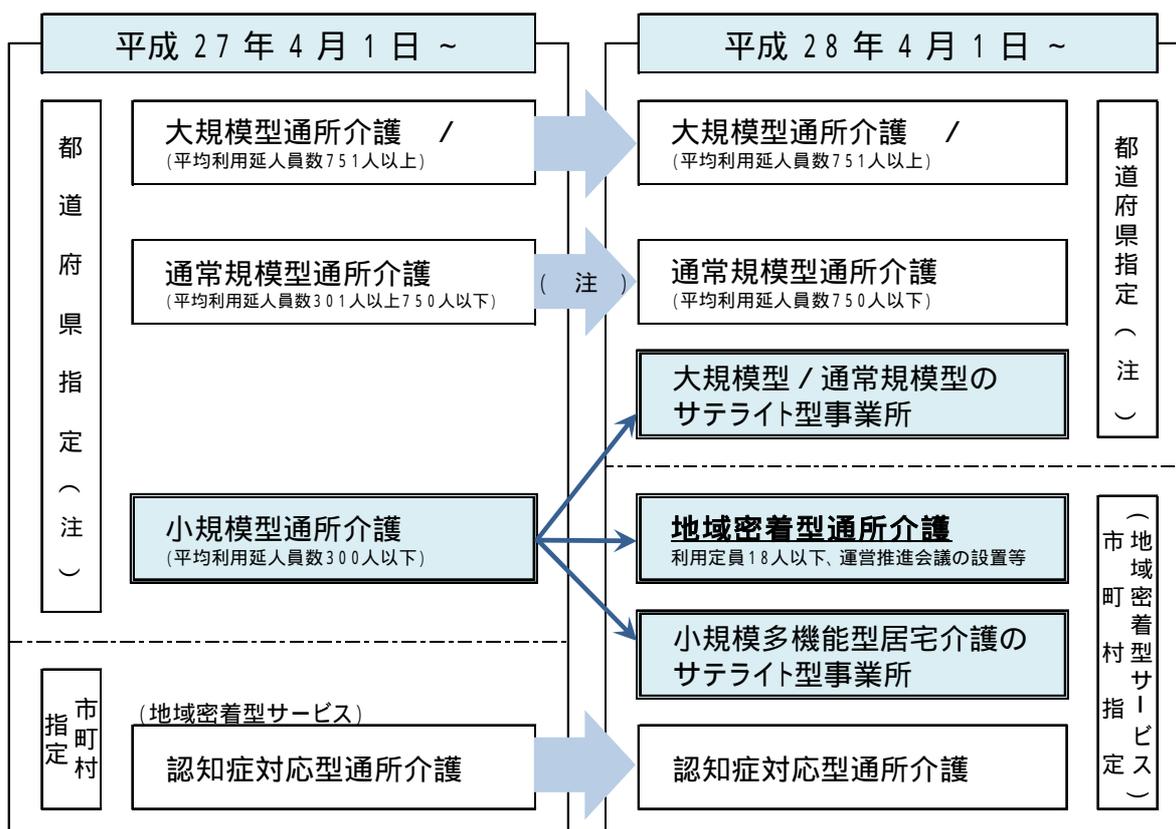
平成27年4月1日以降に新規指定を受ける場合の取扱い

平成27年4月1日以降も新規に介護予防訪問(通所)介護事業者の指定を受けることは可能です。この場合、指定の有効期間は平成30年3月31日までとなり、その後の更新はできません。

なお、平成27年4月1日以降に新規に指定を受けた介護予防訪問(通所)介護事業者は、新総合事業のみなし指定は受けません。平成29年4月1日以降に新総合事業の事業者として事業を行う場合は、別途新規指定を受ける必要があります。

6. 地域密着型通所介護に係る基準の創設について

平成28年度より、利用定員が18人以下の通所介護事業所は、地域密着型通所介護事業所または通所介護（大規模型・通常規模型）や小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所に移行します。



（注） 下開市(中核市)を含みます。平成28年度より、利用定員が18人以下の通所介護事業所は、地域密着型通所介護事業所に移行します。19人以上の場合は、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により、通常規模型通所介護事業所、大規模型通所介護事業所のいずれかに分類されます。なお、地域密着型通所介護事業所以外の移行先として、通所介護（大規模型・通常規模型）のサテライト型事業所への移行や、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所に移行する選択肢が設けられています。

○ 地域密着型通所介護の創設（平成28年4月1日施行）

- ・ 地域密着型通所介護の基本報酬は、小規模型通所介護の基本報酬を踏襲する。
- ・ 運営推進会議の設置（おおむね6月に1回以上の開催）。

○ 通所介護（大規模型・通常規模型）のサテライト型事業所への移行

- ・ 同一法人のサテライト型事業所となる場合のみ移行が可能。

○ 小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所への移行

- ・ 小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所としての宿泊室等の設備基準については、平成29年度末までの経過措置を設ける。
- ・ 人員配置基準を満たさない場合は、小規模多機能型居宅介護の基本報酬を減算（70/100）する。

7. 会計はどのように区分するのか

介護保険サービス事業所の会計の区分については、下関市では、過去の実地指導や集団指導において、以下の「変更前」のとおり指導してまいりましたが、指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導方針や社会福祉法人の新会計基準と整合が取れない箇所が発覚したため、厚生労働省へ照会するとともに、今後の指導方針を精査してまいりました。

今後の下関市の指導方針として、以下の「変更後」のように整理しましたので、各事業者において確認をお願いいたします。

介護と介護予防の会計の区分につきましては、これまで行き過ぎた指導をしてしまいましたことをお詫びいたします。

変 更 前	変 更 後
<p>介護保険事業とその他の事業を区分する。</p> <p>各介護保険サービスを区分する。</p> <p>介護事業と介護予防事業を区分する。</p>	<p><u>事業主体により適用を受ける会計基準等が異なるため、適用を受ける会計基準等に従って各事業所ごとの収支状況等の内容を明らかにすることを基本とし、以下の方法で区分されていれば運営基準を満たすものとして取り扱う。</u></p> <p>介護保険事業とその他の事業を区分する。</p> <p>各介護保険サービスを区分する。</p> <p><u>介護事業と介護予防事業が一体的に行われている場合は、介護事業と介護予防事業の収入額がそれぞれで把握できれば、同一の会計として処理して差し支えない。</u></p>

8 . 個別援助計画の介護支援専門員等への提出について

平成27年度より、居宅介護（介護予防）支援事業所の介護支援専門員（保健師その他の職員）以下「居宅介護支援事業所等の介護支援専門員等」という。）は、居宅（介護予防）サービス計画に位置付けた居宅（介護予防）サービス事業者に対し、（介護予防）訪問介護計画等、個別サービスの計画（以下「個別援助計画」という。）の提出を求めなければならないこととなりました。

これは、居宅介護（介護予防）支援事業者と居宅（介護予防）サービス事業者との意識の共有を図る観点から、新たに規定されたものです。

各事業者におかれましては、制度の趣旨をご理解いただき、適正に対応いただきますようお願いいたします。

居宅介護支援事業所等の介護支援専門員等

- ・居宅（介護予防）サービス計画に位置付けた居宅（介護予防）サービス事業者に対し、個別援助計画の提出を求めてください。
- ・サービスによっては、個別援助計画の作成が不要な場合があります。提出を求める個別援助計画は、運営基準に基づき作成が必要な個別援助計画を指しますので、ご注意ください。
- ・地域密着型（介護予防）サービス事業者に対し、個別援助計画の提出を求める法的な根拠はありませんが、制度の趣旨をご理解いただき、居宅（介護予防）サービス事業者に対する場合と同様、個別援助計画の提出を求めていただきますようお願いいたします。

居宅（介護予防）サービス事業者

- ・貴事業者が位置付けられた居宅（介護予防）サービス計画を作成した居宅介護支援事業所等の介護支援専門員等から個別援助計画の提出を求められた場合には、制度の趣旨をご理解いただき、個別援助計画を提出いただきますようお願いいたします。
- ・個別援助計画の作成が不要なため、個別援助計画を作成していない場合には、個別援助計画の提出は不要です。

地域密着型（介護予防）サービス事業者

- ・と同様の対応をお願いいたします。

9. 集合住宅におけるサービス提供の場合の報酬について

集合住宅におけるサービス提供の場合の報酬【改定後】

該当サービス	減算の内容	算定内容	備考
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 夜間対応型訪問介護	10%減算	<p>事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)に居住する者 事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地(当該事業所と建物が道路等を挟んで設置している場合を含む。)にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なもの。同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が介護事業者と異なる場合であっても該当する。(も同じ。)</p> <p>【該当する例】 ・事業所と建物が渡り廊下等で繋がっている場合 ・同一の敷地内もしくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合</p> <p>【該当しない例】 ・同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合 ・隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合</p>	
定期巡回・随時対応サービス 算定内容は、右記記載のみ	600単位/月 減算	<p>上記以外の範囲に所在する建物(建物の定義は同上)に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合) に該当するもの以外で、建物に当該事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当する。同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。 この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均であり、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者数の合計を、当該月の日数で除して得た値(小数点以下切り捨て)とする。</p> <p>【該当しない例】 同一建物に、複数のサービス付き高齢者向け住宅として登録された住戸が点在するもの(サービス付き高齢者向け住宅として登録された住戸が特定の階層にまとまっているものを除く。)であって、当該建物の総戸数のうち、サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数が5割に満たない場合。</p>	
居宅療養管理指導	医師:503単位 452単位 等	<p>・同一建物居住者。具体的には以下の利用者 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居・入所している複数の利用者 小規模多機能型居宅介護(宿泊サービス)、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス(宿泊サービス)などのサービスを受けている複数の利用者</p>	・同一日に2人以上の利用者を訪問する場合
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	94単位/日 47単位/片道 減算	<p>事業所と同一の建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者 事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が介護事業者と異なる場合であっても該当する。</p> <p>事業所が送迎を行っていない者 利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。なお、により減算の対象となっている場合には、の減算の対象とはならない。</p>	・やむを得ず送迎が必要と認められる利用者の送迎は減算しない
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	(別報酬体系)	<p>・事業所と同一建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する者 事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が介護事業者と異なる場合であっても該当する。</p>	・利用者の居所(事業所と同一建物に居住するか否か)に応じた基本報酬を設定

10. 指定通所介護事業所等における機能訓練指導員の配置について

指定通所介護事業所等に配置する機能訓練指導員について、当市では平成27年4月1日より下記のとおり取り扱いますのでご留意ください。

下 介 第 392 号
平成27年3月18日

指定通所介護事業所
指定認知症対応型通所介護事業所 } 管理者 様

下関市福祉部介護保険課
課長 五十嵐 修二
(公 印 省 略)

指定通所介護事業所等における機能訓練指導員の配置について（通知）

指定通所介護事業所等における機能訓練指導員の配置については、厚生労働省基準省令において1以上の配置が求められ、「機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。」と定められています。

また、指定通所介護及び指定認知症対応型通所介護の解釈通知において、「機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この『訓練を行う能力を有する者』とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。」と規定されています。

下関市では、平成24年度の権限移譲後からこれまで、機能訓練に関する加算を算定しない場合は、生活相談員や介護職員が兼務していれば有資格者の配置までは求めていませんでしたが、平成27年度の介護報酬改定にあたり、改めて厚生労働省に解釈の再確認を行った結果、全ての事業所に「有資格者」の機能訓練指導員を1以上配置する必要がある、との回答を得ました。

つきましては、今後当市においては機能訓練指導員の配置を下記のとおり取り扱うことといたします。

記

平成27年7月1日以降(平成27年5月31日までの申請受付分)の新規指定事業所について

機能訓練指導員として「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者」を必ず1以上配置してください。「1以上」以外に勤務時間等の基準は特に定めておりませんので、各事業所で提供する機能訓練の内容により必要人数や日数、時間数の配置をお願いいたします。なお、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、上記ただし書きのとおり、生活相談員又は介護職員も兼務して差し支えありません。

平成27年7月1日までに指定を受けている事業所について

機能訓練指導員に「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者」が1以上配置されていない場合は、**平成28年3月31日までに配置を行い、指定事項等変更届等を以って届け出てください。**「1以上」以外に勤務時間等の基準は特に定めておりませんので、各事業所で提供する機能訓練の内容により必要人数や日数、時間数の配置をお願いいたします。なお、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、上記ただし書きのとおり、生活相談員又は介護職員も兼務して差し支えありません。

また、有資格者の確保及び周知期間として、平成27年4月1日から1年間の経過措置期間を設けております。当該期間終了後に有資格者の機能訓練指導員が配置されていない場合は、人員基準欠如として指導対象とし、人員基準欠如の解消がなされない場合は指定更新を行いませんのでご注意ください。

その他

今回の通知内容や配置方法等についてご不明な場合は、下関市ホームページ掲載の「介護保険制度に係る質問票」等を用いてお問い合わせください。

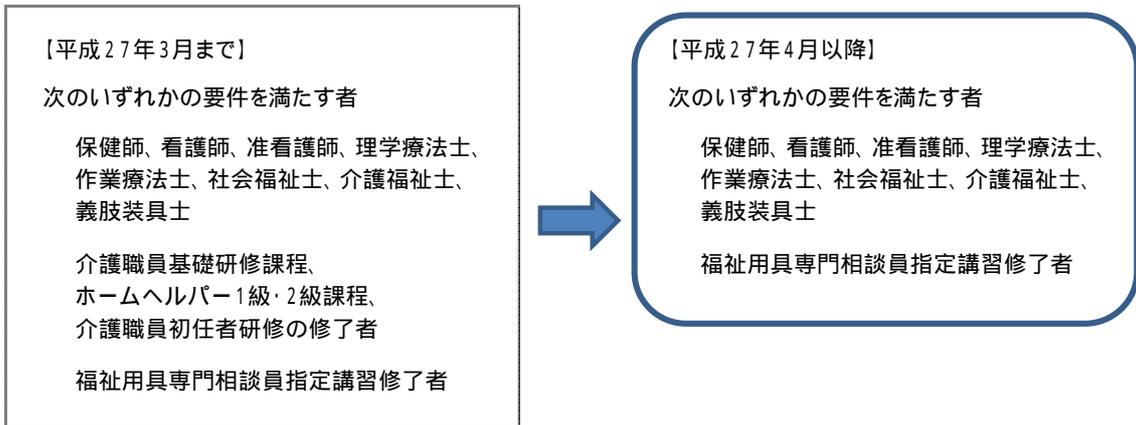
11. 福祉用具専門相談員の資格要件について

平成27年度より、福祉用具専門相談員となるための要件からヘルパー要件（介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修の修了者）が除外され、福祉用具に関する知識を有している国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定されることになりました。

平成28年3月31日までの経過措置あり。

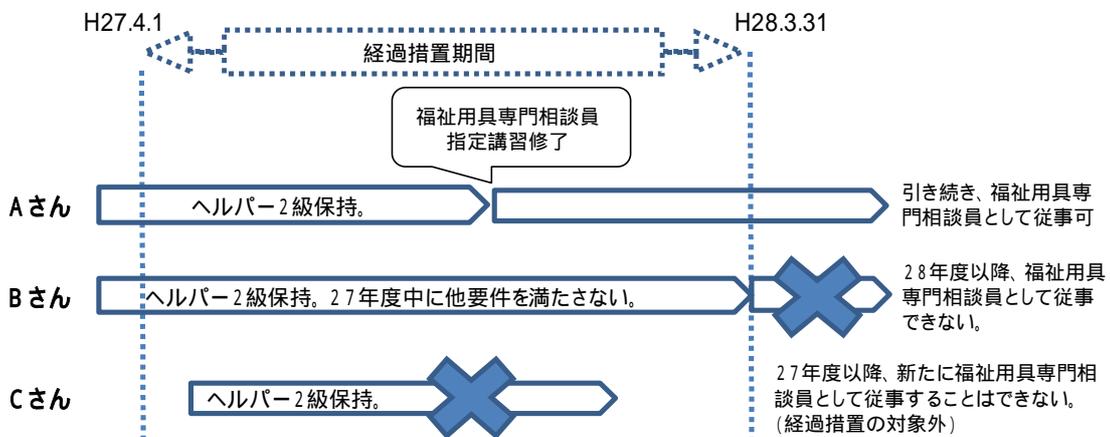
現在、福祉用具専門相談員として従事しておられる養成研修修了者の方は、平成27年度中に福祉用具専門相談員指定講習を修了する等の対応が必要となりますので注意してください。

福祉用具専門相談員となるための要件



具体的事例

（現在、ヘルパー2級を要件としているケースが比較的多く見られるため、例示します。）



12. 特別養護老人ホームの「特例入所」について

介護保険法の改正により、特別養護老人ホームについては、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化することとなり、平成27年4月1日以降、(地域密着型)介護老人福祉施設(以下「施設」という。)に入所する方については、原則要介護3以上の方に限定することとなります。但し、要介護1又は2の方であっても、やむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難であると認められた場合には、下関市の適切な関与の下、施設ごとに設置している入所検討委員会を経て、特例的に施設への入所を認めることとなります。これを「特例入所」と呼びます。

1 特例入所の要件

要介護1又は2の方で、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事情があることに関し以下～の事情を考慮すること。

認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。

単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

2 既入所申込者の取り扱い等(案)

(1) 既入所申込者の取り扱い

各施設が優先的入所の取り扱いを実施する時点において、既に施設への入所申し込みを行っている者については、一定の周知期間を設け、入所者決定に係る基準や手続きの周知を図った上で、再度入所の申し込みを行うよう依頼することとします。

(2) 要介護1、2又は要介護ではない既入所申込者の取り扱い

各施設が特例入所の取り扱いを実施する時点において、既に施設への入所の申し込みを行っている要介護1、2又は要介護ではない者(措置委託による場合を除く。)については、特例入所の取り扱いについて説明を行った上で、特例

入所要件に該当する場合であれば、その理由など必要な情報を記載した書類を提出するよう依頼することとします。

3 主な質問内容

問1 市への報告・意見照会のひな形（様式）はありますか。

特列入所についてのひな形（様式）については、各施設に対し送付する予定と
しています。（平成27年3月4日現在）

問2 施設が行った特列入所の判断について、実地指導等において、指摘事項
となることはあるのか。

これまでも、「入所に関する指針」の中で必要があれば入所判定に関する資料
も確認させていただいておりましたが、今後は入所検討委員会における入所者
の決定過程等も対象とします。その際、記録の確認等により指摘させていただ
く場合がございますのでご注意ください。

（参照）

